

玉名市企業立地推進計画策定業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和3年5月

玉名市

## 1. 目的

本要項は「玉名市企業立地推進計画策定業務(以下「本業務」という。)」を受託する受託業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 事業名称 玉名市企業立地推進計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「玉名市企業立地推進計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月18日まで
- (4) 委託見積限度額 5,997,200円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3. 参加資格

- (1) 九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画立案・調査研究を業として行う事業者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2021・2022年度玉名市入札参加資格登録が済んでいる者。
- (4) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年10月3日告示第103号)の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

## 4. 選定スケジュール

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始(市ホームページ掲載)   | 令和3年5月10日(月)       |
| (2) 参加表明書の受付〆切        | 令和3年5月28日(金) 必着    |
| (3) 質問の受付〆切(随時)       | 令和3年6月11日(金) 必着    |
| (4) 質問に対する回答〆切(随時)    | 令和3年6月16日(水)       |
| (5) 企画提案書等の提出〆切       | 令和3年6月25日(金) 必着    |
| (6) 第1次審査結果の通知        | 令和3年7月2日(金)        |
| (7) 第2次審査(プレゼンテーション)※ | 令和3年7月12日(月) 以降を予定 |
| (8) 第2次審査結果の通知        | 令和3年7月21日(水)       |
| (9) 契約締結              | 令和3年7月下旬を予定        |

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、リモートでの審査を行う場合もあります。

## 5. 実施要項等の配布

参加表明書及び企画提案書、実施要項等の公募に関する資料、様式等は玉名市ホームページからダウンロードしてください。

※玉名市ホームページ <http://www.city.tamana.lg.jp/>

## 6. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書(様式 1)
- (2) 提出期限 令和 3 年 5 月 28 日(金) 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
- (4) 提出場所 末尾記載の問合せ先に同じ。

## 7. 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、次のとおり随時受け付けます。

- (1) 質問の受付×切(随時)
  - ① 提出書類 質問書(様式 2)
  - ② 提出期限 令和 3 年 6 月 11 日(金) 必着
  - ③ 提出方法 電子メール(口頭による質問は受け付けません。)
  - ④ 提出場所 末尾記載の問合せ先に同じ。
- (2) 質問に対する回答(随時)
  - ① 回答日 令和 3 年 6 月 16 日(水) ※最終
  - ② 回答方法 プロポーザル参加者全員に、質問者又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに回答する。

## 9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類は、次に掲げる書式により提案すること。

	提出書類	内容、留意事項等	様式
1	企画提案表紙	様式に従い記載する。	様式 3
2	企画提案書	別紙「玉名市企業立地推進計画策定業務委託仕様書」の 4.本業務の内容の(2)業務遂行における留意事項に沿って提案内容を作成する。	任意
3	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
4	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
5	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。	様式 4
6	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式 5
7	見積書	業務内容ごとに積算の基礎(内訳)を記載すること。	任意

- (2) 作成要領 提出書類は、A4版(縦横問わず)で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、11 ポイント以上とすること。(作成済のパフレット等を除く。)
- (3) 提出部数 10 部(正本 1 部、副本 9 部(複写可))
- (4) 提出期限 令和 3 年 6 月 25 日(金) 必着

(5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)

(6) 提出場所 末尾記載の問合せ先と同じ。

## 10. 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

### (2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は「玉名市企業立地推進計画策定業務企画提案選考委員会」を設置し、「審査基準」に基づき第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)を行い、委託事業者を選定する。

## 11. 第1次審査

### (1) 審査内容

「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)参加事業者の3者程度選定する。

なお、提案者が1者であった場合でも審査を行い、各審査委員会の評価点の平均が60点以上であればプロポーザル実施要項等の内容を満たすと判断し、その提案者を優先交渉者として決定する。

### (2) 審査結果

審査結果は、令和3年7月2日(金)までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

## 12. 第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)

### (1) 実施日

令和3年7月12日(月)以降を予定

※実施日、開始時間、会場等の詳細は第1次審査の結果通知と併せて通知する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、リモートでの審査を行う場合もあります。

### (2) 出席者

3名以内とし、担当責任者は必ず出席すること。

### (3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション(20分以内)及び企画提案書等に関する質疑応答(15分以内)を実施し、「審査基準」に基づき行う評価の最高得点者(最優秀提案者)を優先交渉者として選定する。なお、最高得点者が2者以上あるときは、最低見積価格の者を最高得点者(最優秀提案者)として特定する。また、第2次審査は、第1次審査の結果を考慮しない。

### (4) 審査結果

審査結果は、令和3年7月21日(水)までに第2次審査参加事業者に対し参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

(5) 優先交渉権

(3)の審査により優先交渉権者として選定された提案者と契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、(3)の審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(6) その他

スクリーン及びホワイトボードは、第2次審査の会場に用意する。その他の機器(パソコン・プロジェクター等)は持参すること。

### 13. 企画提案書等の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することができる。

(3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

### 14. その他

(1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

(4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

(7) 委託料の支払いは、完了払いとし、前金払及び概算払の請求には応じない。

(8) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

### 15. 問合せ先

所在地 〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 290-1 商工会館 2 階

担当部署 玉名市産業経済部 商工政策課内(企業立地推進室)

担当者 神永(かみなが)・作本(さくもと)

電話番号 0968-71-2065

ファクシミリ 0968-73-2220

電子Mail [shoko@city.tamana.lg.jp](mailto:shoko@city.tamana.lg.jp)

## 審査基準

### 第1次審査(書類審査)

評価項目		評価基準	配点
1	業務内容、実施手法及びスケジュール	仕様書記載の業務内容について全て提案されているか。 趣旨を理解し、適切な提案が示されているか。 業務方法、調査、分析及び評価は妥当か。 作業方法は妥当で無理のない計画か。	50
2	実施体制	業務を遂行するための実施体制は妥当か。	20
3	受託実績	同種又は類似業務の実績はどの程度あるか。	20
4	見積額		10

### 第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)

評価項目		評価基準	配点
1	事業者の意欲、熱意	業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	10
2	業務内容、実施手法及び独創性	仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。 業務方法、調査、分析及び評価は妥当か。 業務内容及び業務方法について独自の提案がされているか。 調査、分析及び評価に独創性があるか。	60
3	作業計画の妥当性	業務の工程管理は工夫され、実効性の高い設計となっているか。	10
4	業務遂行技術力	業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配慮され、同種又は類似業務の実績やノウハウはあるか。	20